

17 日口漁業関係

(1) 対口漁業概況

昭和52年の200海里漁業専管水域設定により、相互主義(等量入漁)を原則に毎年決定される日ソ漁業協定に基づき、ロシア200海里水域内での操業が確保されていたが、昭和61年のロシア水域での刺網禁止及び漁獲割当量の大幅削減により漁法の転換と減船を余儀なくされた。

しかし、日口政府間協定によって禁止または大幅に削減となった魚種の代替として、昭和54年からカニ、ツブ及びエビかご、昭和62年からマダラを対象としたはえなわ等の共同事業が行われるとともに、平成4年から平成5年の2ヶ年でカラスガレイ等を対象とした底刺網漁業の共同試験操業を経て、平成6年からマダラ及びカラスガレイを対象とした底刺網漁業の共同事業が行われるようになった。

平成13年からは、共同事業等で行われていたものが、ロシア連邦政府が実施する漁獲枠オークション制移行に伴い、日口政府間協定においてもマダラ等主要な魚種の漁獲割当量が大幅に削減され、同年1月から3月まで休漁したほか約半数の漁船が減船を余儀なくされた。

オークション制は平成16年以降廃止され、現在は、日口地先沖合漁業協定に基づき毎年開催される、日口漁業委員会では定められた操業条件により、沖合底びき網漁業での一部有償枠を除き、相互入漁による無償枠内で操業が行われている。

○ロシア水域における日本漁船の漁獲割当量推移

【相互入漁】

(単位:トン、隻)

年次	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)
魚種					
さんま	53,020	53,020	53,020	59,000	70,927.4
マダラ	1,108.8	1,108.8	1,108.8	1,275.5	810
いか	7,309	6,520	6,188.25	5,617.9	5,814.25
その他魚種	2,018.1	4,487.1	4,683	11,606.6	12,448.35
漁獲割当量	63,455.9	65,135.9	65,000.0	77,500	90,000
総隻数	546	546	546	592	592
協力費	4億1,814.4万円	7億4,965.4万円	7億4,980.1万円	7億871.5万円	0円

【有償入漁】

(単位:トン、隻)

年次	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)
魚種					
漁獲割当量	1,044.7	1,062.2	1,062.2	1,062.2	1,062.2
総隻数	22	22	22	22	22
有償分の支払金額	3,368.4万円	4,132.9万円	4,112.2万円	4,112.2万円	4,112.2万円

妥結年月日	平成27年12月16日	平成28年12月3日	平成29年12月6日	平成31年4月5日	令和元年12月7日
-------	-------------	------------	------------	-----------	-----------

(2)さけ・ます漁業の概要

戦後の北洋さけ・ます漁業は、北太平洋海域の公海を主漁場として操業が行われてきたが、米国・カナダとの間で1952年(昭和27年)に締結された日・米・加漁業条約、1956年(昭和31年)にソ連邦との間で締結された日ソ漁業条約により操業海域は制限されていった。1977年(昭和52年)の200海里設定に伴い、ソ連200海里水域内の我が国漁船の操業については、1978年(昭和53年)の日ソ漁業協力協定以降、毎年、政府間協議において漁獲割当量等の操業条件が決められていたが、ソ連側による現行協定の終了と新協定締結を希望する旨の通告を受け、1985年(昭和60年)には、遼河性魚種に関する母船国主義を認める新協定が締結され、操業条件はより厳しいものとなった。1988年(昭和63年)からの日口合弁事業による操業を経て、近年は、日口地先沖合漁業協定及び日口漁業協力協定に基づき、毎年開催される日口漁業合同委員会にて定められた操業条件により、ロシア200海里水域内での操業が行われてきた。

一方、1989年(平成元年)の操業を最後に母船式さけ・ます漁業が消滅し、1992年(平成4年)には日米加口4カ国間で締結された北太平洋遼河性魚類保存条約により北太平洋公海のさけ・ます漁業が禁止された。さらに、平成27年6月29日に「ロシア水域における流し網漁業を2016年1月から禁止する法律」が成立し、平成28年1月以降は、ロシア200海里水域内でのさけ・ます流し網漁業についても操業ができなくなったことから、現在、我が国のさけ・ます漁業は、日本200海里内操業のみとなった。平成28年からは、ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業の代替漁法として、水産庁の事業により、調査船を用いて曳き網による試験操業を行っている。

①令和2年(2020年)の漁業種類別・操業水域別・漁獲割当量

漁業名称	交渉	操業水域	漁獲割当量(トン)				
			シロザケ	カラフトマス	ベニザケ	ギンザケ	マスノスケ
小型さけ・ます流し網 (日本200海里内太平洋)	政府間	第7水域	500.0	1,550.0 ※1			
曳き網試験操業 (ロシア200海里内太平洋)		1区	25.00	70.00	25.00	3.00	2.00

※1 ベニザケ、ギンザケ、マスノスケについては、3魚種合わせて1隻当たり1トン以内

②さけ・ます流し網漁業(日本200海里内太平洋・ロシア200海里内太平洋)の概要
 <日本200海里内太平洋>

項目	H26年(2014)	H27年(2015)	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	R1年(2019)	R2年(2020)
漁獲割当量	1,949.9トン	2,050.0トン	2,050.0トン	2,050.0トン	2,050.0トン	2,050.0トン	2,050.0トン
魚種別漁獲割当量	シロザケ	500トン	500トン	500トン	500トン	500トン	500トン
	カラフトマス	1,449.9トン	1,550.0トン	1,550.0トン	1,550.0トン	1,550.0トン	1,550.0トン
	ベニザケ	0トン					
	ギンザケ	0トン					
	マスノスケ	0トン					
漁業協力費	2億5,222万円	2億6,405万円	2億6,405万円	2億6,479万円	2億6,484万円	2億6,412万円	2億6,000万円
妥結日	4月3日	3月24日	3月26日	3月27日	4月6日	3月22日	6月18日
備考	上記漁業協力費については、確定金額である。(上限と下限を定め、その範囲で漁獲実績に応じて、金額を決定するもので1996年より導入)	上記漁業協力費については、確定金額である。(上限と下限を定め、その範囲で漁獲実績に応じて、金額を決定するもので1996年より導入) ※ベニザケ、ギンザケ、マスノスケは3種合わせて1隻当たり1トン以内	同左	同左	同左	同左	同左
	上限2億8,540万円 下限2億5,222万円	上限3億6万円 下限2億6,405万円	上限3億6万円 下限2億6,405万円	上限3億25万円 下限2億6,479万円	上限3億12万円 下限2億6,484万円	上限3億13万円 下限2億6,412万円	上限3億13万円 下限2億6,000万円

<ロシア200海里内太平洋>

項目	H26年(2014)	H27年(2015)	H28年(2016)※2	H29年(2017)※2	H30年(2018)※2	R1年(2019)※2	R2年(2020)※2
漁獲割当量	6.630トン	1.961.75トン	68.88トン	62.00トン	95.00トン	95.00トン	125.00トン
魚種別漁獲割当量	ベニザケ	2.886トン	503.31トン	21.70トン	23.50トン	25.00トン	30.00トン
	シロザケ	3,485.4トン	1,309.48トン	27.18トン	23.50トン	25.00トン	30.00トン
	カラフトマス	138トン	102.79トン	18.00トン	10.00トン	40.00トン	32.00トン
	ギンザケ	59.6トン	41.04トン	1.00トン	2.00トン	3.00トン	0.00トン
	マスノスケ	61トン	5.13トン	1.00トン	3.00トン	2.00トン	3.00トン
入漁料	約20億円	約6億円	約2,118万円	約1,901万円	約2,357万円	約2,432万円	約2,433万円
妥結日	4月25日	6月11日	5月13日	5月4日	4月6日	3月22日	6月18日

※2 H28以降は、曳き網による試験操業分

(3) 貝殻島周辺海域こんぶ漁業

昭和52年の200海里漁業専管水域の設定により4年間操業が中断されたが一般社団法人北海道水産会を窓口にて再度交渉が行われ、昭和56年から現在に至るまで操業が継続されている。

① 協定概要及び実績

区 分	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	
協定概要	採 取 量	4,032トン	同 左	同 左	3,862トン	3,892トン	3,887トン	同 左	同 左
	操 業 期 間	6月1日～ 9月30日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	操 業 隻 数	375	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	採 取 料	8,784万円	同 左	同 左	9,027万円	9,058万円	9,084万円	同 左	同 左
	機 材 供 与	350万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	議 定 書 調 印 月 日	4月23日	5月14日	4月21日	4月20日	4月12日	3月22日	4月30日	5月15日

② 令和2年(2020年)承認状況

承認隻数	233隻
齒舞漁協	199隻 (うち1隻は監視船)
根室漁協	12隻
落石漁協	22隻

(4) 北方四島周辺海域安全操業

北方四島周辺海域は、昭和52年の我国及びソ連の200海里漁業専管水域設定以降の規制により漁場環境が厳しくなったことから、同海域への越境操業によるだ捕・銃撃事件が頻発する状況にあった。

このような事件の発生は漁業者の生命・財産の確保はもとより、日ロ政府間の漁業交渉に与える影響も懸念されるため、官民一体となって漁業秩序の維持安定に努める一方、北方四島周辺海域における安全操業の実現が、根室管内関係者の悲願として強く望まれていた。

平成6年3月、ロシア南クリル地区長の北方四島周辺水域における日本漁船の操業の提案を契機に政府間協議が開始され、平成10年2月、相互の関係における諸問題について、いずれの政府の立場も害さないという大前提に立った「海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」が署名されロシア主張領海内での操業が実現した。

具体的な操業条件は、毎年、一般社団法人北海道水産会とロシア連邦政府との間で取り交わされる了解覚書により決定され、平成10年10月から、たこから釣り漁業及びほっけ固定式刺し網漁業が、翌年1月からは、すけとうだら固定式刺し網漁業が開始されている。

○交渉結果

		R1(2019年)	R2(2020年)
漁獲割当量	すけとうだら	955トン	955トン
	ほっけ	777トン	777トン
	たこ	216トン	216トン
	その他	232トン	232トン
	計	2,180トン	2,180トン

内容	R1(2019年)			R2(2020年)		
	すけとうだら 刺し網	ほっけ 刺し網	たこ から釣り	すけとうだら 刺し網	ほっけ 刺し網	たこ から釣り
操業隻数	20隻	20隻	8隻	20隻	20隻	8隻
操業期間	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日	1月1日～ 3月15日	9月16日～ 12月31日	1月1日～ 1月31日 10月16日～ 12月31日
操業水域	B		A	B		A
協力費等	協力費 2,130万円 機材供与 2,110万円			協力費 2,130万円 機材供与 2,110万円		
妥結年月日	平成30年11月24日			令和元年11月29日		

○操業隻数内訳

漁業種類	R1(2019年)	R2(2020年)
ほっけ刺し網	羅臼漁協 16隻	羅臼漁協 16隻
すけとうだら刺し網	羅臼漁協 17隻	羅臼漁協 16隻
たこから釣り	根室漁協 2隻	根室漁協 2隻
	歯舞漁協 2隻	歯舞漁協 2隻
	落石漁協 4隻	落石漁協 4隻